

あんなか スマイルキッズ！

「広報あんなか」に子どもの紹介や成長記念に、子どもの写真とコメントを掲載してみませんか。メールで応募してください。詳しい内容は、市ホームページをご覧ください。



うえはら
上原 陸翔 ちゃん



おおくら
大倉 綾乃 ちゃん

たくさん遊んで、
思い出いっぱいくわうね！

- 納付猶予制度
- 50歳未満で、本人および配偶者の前年
の所得が一定の基準以下の場合、申
請し承認を受けると、保険料の納付が
猶予されます。
- 令和3年度分の承認期間は、今年7
月から令和4年6月までです。

- 配偶者が退職したとき
- 3号から1号へ…本人が市役所へ届出
(退職した翌日に再就職したとき)
- 3号の種別確認…転職後の勤務先事業
所から年金事務所へ届出
- 配偶者が死亡したとき
- 3号から1号へ…本人が市役所へ届出

国民年金からのお知らせ

○学生納付特例制度

学生本人の前年の所得が一定の基準
以下の場合、申請し承認を受けると、
学生期間中の保険料の納付が猶予され
ます。

令和3年度分の承認期間は、今年4
月から令和4年3月までです。

※申請免除、納付猶予、学生納付特例
の各制度は、原則として毎年申請が必
要です

※全額免除および納付猶予について
は、翌年度以降分もあらかじめ申請
(継続申請)することができます(失業
などによる理由を除く)

※詳しく述べは高崎年金事務所にお問合せ
ください

高崎年金事務所国民年金課
(内線1116)

全国保年金課医療年金係
(内線2160)

松住民福祉課税務保険係
(内線2160)

「まついいだ夢伝大会」
中止のお知らせ

毎年10月中旬の日曜日に開催してい
る「まついいだ夢伝大会」は、新型コロ
ナウイルス感染症の感染状況を踏ま
え、残念ながら中止となりました。

開催を楽しみにされていた皆さんに
は申し訳ありませんが、ご理解をいた
だきますようお願いします。

問合せ▼

夢伝大会事務局(松住民福祉課内)
(027-393-7070)
(FAX 027-393-1093)

○本人の収入増、離婚などにより、配偶 者の扶養でなくなったとき

3号から1号へ…本人が市役所へ届出
3号から1号へ…本人が市役所へ届出

※詳しく述べは高崎年金事務所にお問合せ
ください

3号から1号へ…本人が市役所へ届出
3号から1号へ…本人が市役所へ届出